

令和3年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和3年9月 7日

閉 会 令和3年9月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月9日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	中川 悟 君
議会事務局 次長	坂本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4番	柿崎 裕二 君
5番	森 弘美 君

議事日程（第2号）

第1	一般質問	1番	小鹿重一 議員
第2	一般質問	4番	柿崎裕二 議員
第3	一般質問	7番	坂本 豊 議員
第4	一般質問	3番	久慈省悟 議員

午前9時35分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は4名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番小鹿重一です。

今回は、民間建築物におけるアスベスト、通称石綿でございますけれども、この対策について質問をいたします。

建設アスベスト（石綿）は、防音材、断熱材として、建物の壁・床・配管等に広く利用されております。そのため、現役で活用されている建物も多くあるものと思われまふ。かつて建設現場で働いた人がアスベストを吸い肺がんなどを発症したとして、元労働者と遺族らが国に損害賠償を求めた上告審判決で、最高裁が5月、国が対策を怠ったのは違法との判断を示しています。また、解体工事費が膨大な金額になるなど社会問題化しているわけです。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①吹きつけアスベスト等が施工されている村有建築物と民間建築物は村内に幾らあるのか。把握していたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

吹きつけアスベストが施工されている村有建築物は今のところはないということで確認をしております。民間の建築物についても、調査が行われているようなことを耳にしたことがございませんので、役場としてはそもそもデータを持っておりません。

それで、対象となる建物のその期間というのですか、年数ですけれども、西暦1956年、昭和31年から2006年、平成18年までの間に建設された建築物が該当するということになってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今お伺いしたのは以前の話ですけれども、国土交通省のアスベスト対策部会において、小規模建築物を含めた実態把握及び対策の推進に取り組むこととなったことや、総務省からは小規模建築物を含めたアスベスト台帳の整理の推進が勧告されたということがありましたので、当村においてもこういう調査などをした経過があったのかなというように聞いたわけです。ないということですので、次に進みたいと思います。

2番ですけれども、アスベスト除去に対する国・県の補助制度の関係でございますけれども、これは終了したというように聞いています。それから、村には補助制度がなかったと理解しているわけですが、この経過と実態についてお伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 国の補助金等についてでございますけれども、アスベスト含有調査、含有されているかどうかを調査する場合の補助金ですけれども、補助率が10分の10で、1棟当たり限度額は25万円となっております。

それから、受付する期間ですけれども、その期間の部分ですけれども、民間の建築物については、着手期限が令和7年度末まで、それから市区町村有建築物については、着手期限が令和5年度末で終了となっております。

また、アスベストを除去する場合の補助金の関係ですけれども、地方公共団体が実施する場合は補助率が3分の1以内、それから民間事業者が実施する場合は地方公共団体の補助額の2分の1以内で、かつ全体の3分の1以内となっております。着手の期限といたしましては、含有調査と同じで、民間の部分は令和7年度末まで、それから市区町村の場合は令和5年度末となっております。それから、村の補助制度につきましては、今までも現時点でも補助の部分の制度がありません。

また、そのアスベストの対象、補助金の対象となる部分の定義につきましては、吹きつけする場合のアスベストとアスベストを含んだロックウールというものを吹きつけする場合となっております。アスベストが入っているもの全てが対象になっているということではございませんので、お知らせしておきます。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 補助制度が終了したというのではなくて、そのまま延長されたのかなと今理解しますけれども、非常に村にはあまりこのアスベストという感覚がないと

いいですか、建物が無いのかなという感じですので、今までも調査をしたことがないようですけれども、非常に困っている事案があったので、これは今回質問したわけですが、3番に行きます。

このままでは議論になりませんので、長科新公民館の例を紹介します。長科新公民館は昭和54年の建設で築42年で、建築面積は約570平方メートルの鉄骨コンクリート造りです。経年の劣化によって、屋根・壁・天井・ボイラーなどの損傷が目立ってきたことと、新公民館の利用回数が過去5年間でわずかに5回という状況から、維持管理の問題もあって解体計画が持ち上がったわけです。

そこで、令和元年11月ですが、見積りしていただきました。その見積額でありますけれども、解体工事一式で2,805万円です。そのうちアスベスト除去工事が1,546万5,000円となっています。特別管理産業廃棄物として処理されるため特殊な工事となり、極めて高額な工事費です。長科自治会の財源では解体工事ができない状況です。自治会では大きな課題となっているわけです。

このようなことから今回、アスベストの質問をしているわけですが、当村に限らず他の市町村においても、アスベスト除去工事の費用問題は必ず出てくるものと思っています。

そこで、その対策として、村、町村会から県・国へアスベスト除去に対する補助制度の創設を要望していただきたいと。補助制度があるようであれば、新たに強くお願いをしていただきたいという中身です。そして、また村においても、長科自治会のような建物もあるわけですので、補助制度創設の可能性がどうか探っていただきたいという質問です。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） このアスベスト問題補助金のそのなくなる問題につきましては、いろいろ調べてみましたが、県単位ではやはり県議会の議員とか、県議会の中でお話になってございまして、補助金の制度がなくなるので、できれば存続するように国に働きかけたほうがいいのではないかとかという話がもう出ている都道府県もあるようでございます。

その補助金自体の制度は、もともと築年数がもう建て替えの時期になっている建物の中に使われているということ、そのアスベストに関して問題になっているわけで、青森県に限った話で言うと、そういう話で補助金制度を創設するとか、そういう話題には

ちょっとなったのはまだ耳に入ってきてございませんので、今後大きな市部とかであれば、建物自体にもその吹きつけされたアスベスト等が多分出てくると思うので、お話が出てくるのかなということで、そのことを県等の動向を見ながら、蓬田村だけ最初から先頭を切つてというわけにはいきませんので、動向を見ながら検討していきたいと、そういうふうを考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） さっき申し上げたように、長科自治会だけの財源ではとても解体工事費用はないと、やれないということと、それから中央公民館の分館ということもありますし、非常にその何かいい方策はないのかということで、自治会では非常にみんなの大きな話題になっているということでもあります。

それから、やはりこういう問題というのは、末端からつなげていって県にお願いする、県から国にお願いするというような働きかけをしていかないと、補助制度がなかなか国ではつくるといふような、腰を上げないといふようなことも聞いていましたので、今回一般質問の機会がありましたので、ぜひ村にもお願いしようということで今ここに立っているわけでありまして。このことについて村長さんの見解をお伺いしたいと思っておりますけれども。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私の見解というよりも、うわさでは長科公民館のそういう状況というのは聞いていました。でも、金額とかそういったもの、細かいものについては私も把握しておりませんでした。本来、その所有者が長科自治会ということで、建築されたのもそうですし、非常に2,800、3,000万円という解体費用、多額だと、こう思います。

ただ、その補助制度を国そのものは持っているわけですがけれども、村でどういう助成の仕方ができるのかというのは、非常に難しい問題だなというふうに思います。町村会にその補助制度の創設なり、あるいは延長なりを要望してくれというのは、これはできるわけですがけれども、その3,000万円弱のその解体費用というのをどういうふうにして工面するかというのは、これはやはりもう1回きちんと法律的な体系、それから各自治会との調整、そういったもののお話をしないと、なかなか結論を出せないのかなというふうに私は思います。

質問の中で、それらしき質問なのだろうというふうには思ったのですがけれども、ただ、

やはりそういったものを行政とうまく、今言いました、質問の中で言いましたけれども、話し合いをして、その上で国・県に要望していくのが正しいのではないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 例えば自治会で賦課金を集めて、1戸当たり10万円なり20万円集めてやれば、それは簡単な話なのですけれども、今の状況ではそういうことはもうできないと、現状では徴収している賦課金で手いっぱいということなので、こういう問題が出てくるわけですし、いろいろ今、村長からも答弁をいただきましたので、今日明日にはどうのこうのという話でもないと思いますけれども、何とか努力をいただいて、よい方向に進みますようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。4番柿崎でございます。

最初に、通告書の1の質問から行きたいと思います。

玉松台周辺（野球場北側、元苗圃跡地）の埋蔵文化財包蔵地について伺います。

まずは、①として、先般、役場庁舎検討委員会の中で、様々、多数の建設候補地が掲げられ、適所と思われる場所が絞られ、委員会より村長へ答申され、その後、地権者への説明を経て、実質、庁舎建設がスタートいたしました。今回、建設検討の際、村内には多くの遺跡があり、その幾つかは試掘調査がなされたと聞いております。

この庁舎建設に当たり、近年では様々な災害の中でも、地震による津波被害が強く懸念され、村内構造物はなるべく高台へ建設することが望ましいとされております。村内では、その玉松カントリーパーク多目的広場周辺が標高12メートルから13メートルと、村内で一番高台となっております。津波を想定した場合、最も安全な場所と考えられるものの、遺跡文化財包蔵地のため、土地の有効活用が困難であるとされ、今後その場所を活用するとなると、遺跡発掘調査を終えることが必要になります。

そこで、お聞きいたします。玉松周辺野球場北側の発掘調査が以前に行われたと聞いております。その経緯と現在までの結果状況の説明を求めます。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） お答えします。

玉松台周辺の遺跡調査は、蓬田村が開発行為を行う目的として玉松台遺跡を過去2度の試掘調査を実施しております。1回目は平成2年の7月に現在の野球場の場所を試掘調査を実施しております。結果は、遺跡は既に破壊されており、発掘調査は必要ないと結論づけられ、本調査は行われず工事に着手しております。2回目は玉松カントリーパーク多目的広場の建設目的として平成11年5月から7月の約3か月、野球場北側の試掘調査を実施しております。調査の結果、本格的な発掘調査が必要な遺構・遺跡等が発見されております。その後、本調査は実施されておられませんので、多目的広場の建設は断念し、現在は土捨て場となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 以前に、その平成の17年度に、私が今示している野球場北側の試掘調査がされてあると。そのときに今説明にもあったとおり、重要な遺跡と思われるものが幾つか出たと。それで、私なりに手持ちの資料の中で調べたところによりますと、大体平安時代の集落の跡が発見された。また、一方では縄文時代の遺跡も出土しており、複合遺跡であることが判明していますよ。本格的な調査を行えば縄文時代の、ただいま説明にあった縄文時代の遺構が発見される可能性が大いに大きい。また、試掘調査では、漁網用と考えられる土器片錘、要するに漁網につけるおもりみたいなものが発見されており、縄文時代前期初頭の漁業活動の一端が、うかがい知ることができる遺物が発見されているという結果が出ております。

これらの遺跡発掘が予想される中、村としては本格調査をし、村の遺跡文化財を明らかにし、村民が共有し将来に引き継いでいく宝と考えます。村としてはそういったことをどのように考えますか。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 今後、そういう遺跡の発掘なり、例えば何か建物を建てて有効利用をするなりは、そういうことを十分検討して、必要であれば必要な調査を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 必要であれば、それに応じて考えを進めて本格調査も視野に入れていかなければならないかという答弁でありました。

そこで、②として、その野球場北側の面積と、その所有はどこになっているのかをお聞きしたい。

もう一つ、最初の答弁にもありましたけれども、その場所には残土が多く置かれておりまして、その残土を置いた経緯、要するに埋蔵文化財、重要な埋蔵文化財があるのにもそこに残土を置いたと、その理由を分かる範囲でいいので聞かせていただけますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 敷地面積は3万4,071平方メートル、所有者は蓬田村です。

残土が堆積している経緯については、村発注のよもつと団地の建設工事、蓬田川のしゅんせつ工事、中沢のしゅんせつ工事等から出た残土を置いております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） その遺跡が発掘される場所、重要な遺跡があるかもしれないという場所に、その建物の構造物を建てるのは駄目であって、残土を、物すごい量の残土を高く積み上げて、その場所を、何ていうのですか、そのままにしておくのはよいのかと、その辺が非常に私としては疑問が残るところであります。今後その残土を別な場所に移動して、文化財の埋設がある場所はしっかり保存して残すという機会があったら、その本格調査を行うという体制を整える考えはございますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 土地の有効利用が決まれば、残土の置場の土地を探して現在の場所から残土を移動することになると思われま。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） やはりこれは重要な文化財がまだ埋まっているということを考えますと、早くそうした残土置場を確保することが先決だと考えます。

それと、③といたしまして、同じような質問になりますが、その土地の埋蔵文化財包蔵地発掘調査を進め、遺跡が出土した場合、調査を終えた後の土地の有効利用を進める考えがあるか。先ほども聞いたのと似ていますが、それをぜひ村長の立場から見解を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） その前に私からちょっと補足をしたいと思います。説明の中で、

野球場の北側の土地、苗圃というふうに質問をされていますけれども、ここは苗圃ではなくて、苗圃は野球場のところでした。隣を買い取ったと、民有地を買い取ったという土地であります。

さて、ご質問の部分でございますけれども、私個人、実は平成2年の調査は私が担当して発掘をしてやったものであります。その後、この今の12年の部分、報告書を見させてもらいましたが、非常に有用な遺物があるというふうに報告されています。

また、県の前の退職された方でございますけれども、その発掘に携わった先生からは、発掘したほうがいいんじゃないのかというふうな話をされました。私自身、やはりこれを発掘するのですけれども、発掘したいのですけれども、やはり残土の移動の問題、これだけでもかなりのお金がかかるということ、それからもう一つはやはりその3,400余りの土地の発掘、補助金なしで短期でやらなければいけないというところが、非常に苦しいところであります。

現在、庁舎建設とか、あるいは別の政策の財源需要がありますので、それらのことがある程度片づいた時点では、やはりもう一度それをどうするのかということを考えなければいけないのかなというふうに思っています。できれば村にも、現在何か所でしたっけ、34か所でしたか、の遺跡地があるわけですが、その28か所ですね、あるわけですが、それが開発の制約になるということになれば、やはり順次それを発掘調査しながら、保存するものは保存していかないと、将来ともその土地利用に大変な制約を受けると、私はこう思っていますので、前向きにこの問題は検討してまいりたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今村長より前向きなお伺いをお聞きしたわけであります。また、ここに補足して、補足というか、私から一言言いたいのが、青森県縄文遺跡群として三内丸山をはじめ、近いところでは外ヶ浜の大平山元遺跡などが世界遺産に登録決定が決まったばかりでございます。この機運を下げないように、温かいうちに、盛り上がっているうちに、我が村もぜひ遺跡調査をして、村の観光地にもなるわけですし、村の財産にもなるわけです。いろんな意味でマイナスの要因はうかがえない事業だと思います。

強いて言うなれば、その発掘にざっと自分が計算したところでは2億円ぐらいの本格調査のお金がかかるのではなかろうかという試算も出ますが、これから将来に向けた、

その歴史的遺産を残すという意味では、考えようによっては2億円でも、高いか安いかという下品な言い方をしますと、決して高いものではないと思いますので、ぜひ今村長が答弁したとおり、前向きに発掘調査の事業を進めていただきたいなと思います。

次、2番のインフルエンザワクチン接種についてお伺いします。

コロナウイルスが猛威を振るい、いまだ感染が衰えることがない状態で、ますます力を増している状況の中、医療の受入れが間に合わず、一般外来も満足に受け入れてもらえない今日の、今現在の現状で、もし今年インフルエンザの感染が増えた場合、医療の混乱を招くのは目に見えております。

昨年、令和2年度では、我が村でも、蓬田村でもインフルエンザ予防ワクチン無料接種を実施し、非常にインフルエンザになった方が少なかったと。もうほとんどならないぐらいの効果があったことを記憶しております。

そこで、そこを踏まえて、今年、令和3年度も蓬田村ではワクチン予防接種の無料を行うことができるのか。また、その計画をもう組んであるのかお伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 昨年度、例年行われている65歳以上の住民に対する接種助成事業と併せて、コロナ禍において同時流行が危惧された中で、万全を期したいことから緊急的に65歳未満の住民に対しても接種助成事業を行いました。また、議員おっしゃられたとおり、昨年度のインフルエンザ感染者は予防対策の充実により、ほとんど見られませんでした。

現在ですけれども、65歳以上の住民に対しては、法律に基づき村が主体となって実施するための体制を整えているところでございます。また、65歳未満の住民に対しては、昨年度、国の財源を活用しながら緊急的に行いましたが、今年度は今後の動向を注視しながら考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁で、今後は65歳以下を動向を見ながら考えていきたいと、対応していきたいということでありましたが、やはり今はもうコロナウイルスの猛威そのものに住民がおびえている状況で、これに先ほども話したとおり、インフルエンザの感染がまた広がってくれば、もうパニックになるような状況が目に見えます。

ぜひその状況を踏まえるのは大事ではありますが、無料接種を行うありきの考えで推

し進めていただきたいなと要望を、期待も含めてお願いして、私の今日の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第3、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） おはようございます。日本共産党の坂本 豊です。

今日は、3点について質問をいたします。

質問に先立ちまして、昨日、コロナ感染症で10代の人が亡くなったという悲しいニュースもありました。また、このコロナの影響で米の値段が大幅に下がり、蓬田村で作付しているまっしぐらの値段、3,400円も下落するという衝撃的なニュースも入って、かなりのショックを受けているわけです。こういうコロナの問題に対して、救えるのはやはり行政だけでありますよね。そういう点を踏まえて、今日は1番のマルシェの運営について最初に質問をいたします。

先般、アシストの決算報告がありましたので、それに基づいてちょっと質問をしたいと思います。経営が大幅に赤字経営で、管理委託料の増額で運営を維持しているわけですが、これはぜひ改めていく必要があるのではないかというふうに私は考えておりますので、村長の答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

マルシェ指定管理料は、令和元年度から今現在の額の665万円です。この指定管理料の額については、施設の目的、業務内容等を精査し積算を行っております。業務内容の中には海水浴場の維持管理など収益を生まない業務も含まれております。今後もマルシェの運営をしていくためには、この指定管理料は必要と考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） よもぎた物産館の管理委託料が決算書では732万円となっておりますが、物産館そのもの、マルシェの管理委託料は590万円で、残りは海の情報館68万円とか、海水浴場の管理委託料も含まれているわけです。この決算書の状況を見ますと、販売が618万円、これはアシストの仕入れの販売だと思います。手数料収入が147万円と

いうふうになっております。農家の方が販売しているのは、約900万円、1,000万円っていないのかなと思いますが、その手数料が147万円ということで、農家の皆さんも結構販売をしているわけです。ですけれども、この一般管理費が1,000万円、1,056万円というふうになっておまして、売上利益金額も約1,093万円ということで、それに基づいて管理委託料を計算して赤字にならないようにしているわけですよ。

これが平成30年の資料を見てみますと、当時の資料で物産館の管理委託料が235万円というふうになっていたわけです。このときは約75万円ほど赤字になっていたと。これを解消するために管理委託料を上乗せしているわけですよ。

ですから、この村で一応経営しているようなアシストでありますけれども、村営で直売所を運営しているというふうに捉えてもいいわけです。完全な民間ではないので。私は温泉に関しては、こういう福祉施設とか必要な部分もあるので、維持しても致し方ないと思うわけですが、物産館は物を販売する上で、多額の税金をかけてまで販売をしているという例はほとんどないのではないかと思います。

3,200万円ほどの管理委託料、アシスト全体でいいますと、いつも言うのですが、隣の青森市と比較しますと、青森市で例えば30億円毎年この施設にお金をつぎ込んでいるというふうになるわけで、大変な額なわけですよ。ですから、700万円、物産館そのものは約600万円の委託料なわけですが、給料もそれに見合う470万円と計上されているわけです。ですから、給料を払うために管理委託料を払っているというふうに捉えても仕方ない。

ですから、村長はよく買物難民のために必要だと前に答弁しておりましたけれども、果たして物産館で買物にそこだけを依存しているという住民が何人ぐらいいるのか。それも含めて答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 議員おっしゃるとおり、利益のことだけを考えれば高いのかもしれませんが、マルシェの目的としまして、村特産品の宣伝、情報発信の場、また地域の食料調達の間となっておりますので、運営の継続は必要と考えております。

何人がマルシェを訪れているかは今現在手持ちの資料はないので、申し訳ありません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 以前村長は、何度もこの赤字の物産館の運営について質問して、見直しをするという答弁をしていましたけれども、東京オリンピックが終わる頃までに

は継続したいというふうな答弁をしていたわけですがけれども、もうそれも終わりました。果たしてこのまま継続するよりも、私はむしろコミュニティバスを蟹田のマエダまで延ばすことに人件費をかけるとか、そういう方向がいいのではないかと思うわけです。

当然、このバイパスが開通する時点で、マルシェをバイパス沿いに移転をするとか、そういう方策をしていれば、このようなことにはならなかったのではないかなというふうに考えるわけです。

役場が運営するということは、どうしても赤字が当たり前という、そういう常識で運営をされては村民が困るわけです。これほどの補助金、補助金ですよ、委託料、かけるのであれば、もっともっとよその村の部分に使えるのではないかと思うわけです。

ですから、その辺も含めまして今、私、最初の質問をした、村長がこの赤字経営をそのまま継続することに対して、自分で本人も疑問を持っていたわけですが、東京オリンピックが終わった今時点で物産館の運営をこのまま続けていくのか、前の答弁を変えてそのまままたやるということになるのか、再度質問をいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も前から申し上げているのは、そのマルシェだけの問題ではなくて、温泉の経営も全てにこれは関わることですけれども、なぜ赤字になるのかというのをまずはこれは調べないといけないというので、28年度、29年度、30年度でこれを調査したわけであります。

それで、その中身について見ましたら、240万円程度の管理委託料を払っていますが、その中には前にも申し上げたとおり、海水浴場のシャワー室のボイラーでございませうとか、あるいは海の情報館の県から来る委託料でありますとか、そういったものが全て含まれています。肝心のそのいわゆる産直所とその役割、マルシェの本来の役割、我々は委託管理事業というふうに言っていますが、ここについては全く、まずほとんど支払われていないというのが実態でありました。

その今議員がご質問なさったとおり、令和2年度の実績では、手数料収入が147万7,000円余りということで、これは自分たちがマルシェで産直、いわゆる生産者が持ち込んで売った10%の額であります。したがって、実際農業者、農業者に限らないのですが、マルシェに持ち込んで売った額は1,500万円弱ということになっています。この1,500万円弱のそういったものを維持するために、じゃあその施設を管理運営するのに幾らかかるかというのが1つの問題で、それを再計算したのであります。

もう一つは、その管理委託事業を1つだけやっているというのは、これは駄目なわけで、現在行われている弁当事業でありますとか、あるいはその他の生活用品の購入でありますとか、そういったものについてはいわゆるマルシェのというよりも、アシストの自分たちが行う事業、会社として行う事業というふうにして、それは評価しているわけでありまして。その額が618万3,000円と、こういうふうにご理解してもらいたい、こう思います。

ただ、この立地条件が変わったとあって、前にも申し上げました。280号バイパスができたことによって、マルシェの前を通らなくてもよくなったということもあって、やはり販売額が落ち込んでいるのが、これは現実であります。それで、やはりそれとプラス、今の新型コロナの影響というので、そういったものも考えますと、やはり下がってきています。

今、バイパスに建てたらどうかという提案があったということですが、バイパスに建てることについては、私自身もそのことを案として持ちましたけれども、同種の、同じ内容の、例えば建物が、よもつとがあるわけでございますけれども、そのよもつとと競合するような形で果たして利益が取れるのだろうか。私はそう思わなかったために、急いでやるということはありませんでした。

ただ、やはり当面、村の玉松海岸、玉松台を含め、あそこはCCZ事業で開発したのでございますけれども、やはり村の精神文化を支える場所でもありますし、観光地でもありますし、海水浴場等、そういった施設もあります。

したがって、それをどう充実させていくかを考えますと、産業振興課長が言ったように、産直所の問題もありますけれども、それ以外に村の顔として、やはりマルシェを維持するしかないなと私はこう思っています。

東京オリンピックの年、去年までということですが、に考えるということで私もやりました。でも、やはりコロナという新しい問題が突き出されてきて、これはどうしたものかなというふうには、やはり自分自身も悩んでいます。悩んでいますけれども、これはつぶすと生産者が困るんじゃないかなというふうに思いまして、取りあえず管理委託料という、上乘せしたわけではありません。きちんとこれは計算をして出したものでございますので、そういう形で維持をさせていただくというふうにご考えています。

それが赤字だという話でございますけれども、管理委託料が赤字というふうな、私は

そういう捉え方はしていませんので、一言申し添えておきます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 質問回数は終わりましたがけれども、先ほど私、農家の方の売上げが1,000万円から900万円と言いましたけれども、資料では1,533万円で手数料が147万円と約1割ということになれば、この決算書の添付されている売上状況の中に、物産館が618万円入っているわけで、その合計したのが1,533万円かなと思ったわけですが、村長の答弁からいくと、この計算は618万円、物産館自身が仕入れて売っているものは、合計に入っていないということだと理解します。

そうしますと、生産者、ここの表で見ますと、約70名が出しているということになります。それで、147万円の、質問は終わりましたがけれども、147万円の手数料の中で、生産者自身がパートなりを頼んで、そこに村が少し助成しながらやれば人件費も抑えられて運営は、生産者の方の直売は運営できるのではないかなと私、考えるわけです。

そして、先ほども言ったように、コミュニティバスを利用して近くのスーパーまで延長する、そういうこともぜひやっていければと思う次第であります。

次に……。

○議長（木村 修君） 坂本議員、ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に、2番目の土地改良区への助成について質問をいたします。

先般、9月の2日に、中沢・長科地区管理委員会が水田の用水路などが非常に壊れているということで、視察をしながら会議を開いたわけです。今、米の値段がすごく安い中で、管理委託料1,000円とか2,000円を集めるのも、10アール当たり集めるのも大変な時代になっているわけです。少し工事をやるとすぐに100万円、200万円の工事費がかかって、それを農家の皆さんに負担をさせるということが難しくなっている時代であります。

そういう中で、この村の1次産業を守るためにも、ぜひ村で助成していただきたいということで質問するわけです。改良区からはいろんな要望が出されていると思いますが、その要請というのはどのようになっているのか、お答えをお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 土地改良区からの補助金要望については、平成27年度は、中沢・長科地区ため池栓改修及び道路横断管渠布設替え工事費233万2,800円に対して220万円、94.3%を助成しております。平成28年度は、中沢・長科地区中沢下ため池漏水処理工事費92万8,800円に対して83万5,920円、90%を助成しております。平成29年度は、郷沢地区用水路補修工事費125万2,800円に対して100万2,240円、80%を助成しております。令和元年度は、中沢・長科地区排水溝及び分水ます設置工事費104万7,600円に対して83万8,080円、80%を助成しております。令和3年度は、蓬田川から取水している頭首工が経年劣化により一部破損しているため、補修を行う工事費156万2,000円に対して124万9,600円、80%を助成する見込みです。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ありがとうございます。いろいろ補助していただき、本当にありがとうございます。これからも土地改良区の事業が始まってもう50年以上経過をして、かなり傷んできているところがありますので、今後も改良区のほうでも、それ以外の広瀬とか瀬辺地とか改良区に入っていないところの部分についても、同様に村が助成していただけるように、今後も要望が来た場合には何とか対応していただけるように求めますが、村長からも一言答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ともかく農業、漁業しかりでございますけれども、やはり村の何ていいますか、村民の生活を支えているのがそういった生産施設を基盤にしたものであるという基本的な考えには変わりありません。そして、特に農業の場合は共同で使う施設、農業排水路・用水路、そういったものは確保しないと、必ず確保しないと生産ができないわけでございますので、土地改良区とはよく話し合いをしながら、これらを行っていきたくて、こう思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 質問回数終わりましたけれども、中沢・長科地区管理委員会では、

ポンプで水を揚げていて、これがなければほとんどの水田は作付ができない状態で、年間300万円から400万円という電気料が重くのしかかっているわけです。今年は日照りが多かったので、ポンプを止めることもできないので、負担金がまた増え、この低米価の中で農家の負担がますます増えていくので、改良区からの助成要望があれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目に、資源ごみの収集についてお聞ひいたします。

一般廃棄物処理手数料の収入というのは、今年の前算では137万円計上されています。資源ごみの収入は、子ども会による廃品回収が中止になったために増えると予想されます。その増加分を子ども会に配分できないかという質問であります。私は、ちょっとごみ収集車の方から聞ひたのですが、ちょうど新聞紙とか週刊誌の収集をしていたときに、私は直接言われたわけですが、この新聞紙とか週刊誌のホッチキスで留めているものは値段が高いと。これは役場の収入になっているんだということを言われて、それまで私は知りませんでしたけれども、そうなれば、去年も今年も子ども会の廃品回収が中止になっているので、その分が村に、村の収集のために収入が増えているのではないかというふうに思ひたわけですが。ですから、その増えた分について子ども会に助成できないかということでもありますので、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） まずは、今年度前算の歳入、一般廃棄物処理手数料137万円についてですが、前年度対比で45万円の増額をしております。この増額分は、2年に一度実施している家庭系粗大ごみ回収事業が今年度行われることによる手数料の増額分となります。また、資源ごみの古紙等で出された数量及び手数料は、令和元年度と令和2年度対比で約6トンほど増加していますが、買取り単価の低下により約10万円の減額となっています。今年度においても、子ども会の廃品回収が行われないことによる数量の増加は見られるものの、昨年度よりさらに買取り単価が下げられたこともあり、手数料の増加は見込めないものと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今、10万円の減収と言ひましたけれども、総体では資源ごみで入る、村へ入る金額というのは幾らになるのか。お答ひ願ひます。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 資源ごみの収入状況についてですが、令和元年度で41万3,863円、令和2年度で30万9,472円というふうな実績になってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 当然単価は下がって値段が、収入が減る、減ったということは分かりますけれども、子ども会の廃品回収が中止になった部分はその分、量は増えているということになるので、当然増えている部分については、ぜひ子ども会に還元していただけないかということなので、再度質問をいたします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） まず、廃品回収の実施については、子ども会の役員会で決定して行っておりますが、コロナ禍において廃品回収の事業だけでなく子ども会の事業も縮小されていると思います。それで、役員会で各子ども会からそういう事業の収支書が出て予算が不足しているとかという話もございません。今後そういう分も意見を聴きながら、そういう支障があるのであれば、そういう予算のほうも考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。もう3回終わった。

○7番（坂本 豊君） もう質問回数終わりましたので質問できませんけれども、要望がなくても、その分子ども会とか、子ども会がない地域は自治会とかが廃品回収をしていますけれども、その増えた分について還元するというのは、私は何ら支障はない、役場で取る必要もないというふうに思いますので、ぜひ還元する方向で検討していただければなと思って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、7番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第4、3番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） おはようございます。

私からは、本日は1つだけでございます。始めます。

要介護認定を受けている人たちの住宅改修についてということをお聞きいたします。

ここにも届け出ているとおり、40歳以上の方々から介護保険料を徴収しておりますが、

それは我が蓬田地域の介護の必要な人たちを地域で支えようということから始まった事業です。この介護保険料の中で、要介護認定を受けている人たちが、手すりとかそういった住宅改修を行う場合、助成する制度がございます。その工事を行う際に、村内の建築工事業者を優先的に紹介することはできないかというご質問でございます。答弁をよろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

介護保険の住宅改修は、要支援、要介護認定を受けている方が、これまで住み慣れた自宅で安心・安全に暮らし続けるように自宅の改修を行う場合に、その工事費用を支給するサービスです。介護保険制度では利用者による自己決定による自立を基本理念に掲げています。どの事業者を利用するかは個人の自由であり、村が優先的に紹介することはできませんが、選択肢として村内の事業者もあることですから、介護支援専門員へ周知していきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 答弁ありがとうございます。私たちが納めている介護保険料というのは、やはり地域を支えるという1つの目的の中で始まった事業ですから、この介護保険料を納めた、納めながら私たちは介護を受けておりますけれども、そういう中で何というのですか、介護保険に対して、村外の、青森の地域からそういった工事業者がよく来てリフォームを行っているのが数多く見受けられるわけですが、私の家でもこの事業の制度を利用して上限20万円までのことをお世話になりながら行いました。やはり青森から来ました。

そのときに私が思ったのは、やはりこういう介護保険料を利用して我が村の建築、そういった事業主の方々にも少しはやはりそういったことに提供をして所得向上に結びつけることはできないのか、そう思ったわけです。

ですから、様々な保険料やそういった税金を納めている、そういうこの蓬田村の地域住民の暮らしの中でどういうふうに生かすことができるのか。一歩進んでそういうふうなことも考えていただけたら、この地域の発展にもつながっていくのではないかとということで質問に至ったわけですが、ただ、そういう利用をするのに当たって、県のほうに申請をしなければならぬとか、様々な制約もあるのではないかと思います。

ですから、やはり職員の皆さんも、建築組合もございますので、そういった組織の中に、こういうことをすればこういう事業も受けられるようになりますよと、一歩進んでそういう考えになって進んでいけたら、もっともっと地域がいい方向に行くのではないかなということで、そういう指導というか、そういう建築組合さんのほうにそういうふうなことを教えて指導していけるような考えはないのかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

建築組合さんに直接優先的にはできないのですけれども、介護保険の住宅改修のリスト等を作成して、この中から選んでもらうのも1つの手ですし、住宅改修というのはいろいろな申請書、それから介護支援専門員が住宅改修に必要な理由書と、専門的な知識の方の下でもって行うのが一般的になっています。

なぜかという、専門的な知識というのは、理学療法士とかあるのですけれども、運動機能に対応するものです。その利用者の方の運動量、それから運動力に合わせて、例えば階段が必要だけれども、廊下のところは手すりは必要ないとか、そうでなくてここまでは手すりは必要なものとかということなのです。

それで、作業療法士になりますと、障害程度にも関わりますけれども、手すりにゴムをつけていたり、また曲がりループと危なくないもの等も設置するとかという基準も設けられていますので、村としては建築組合だけじゃなくて、専門的、今言ったようなこと分かる人を入れてもらってやったほうが、利用者に不便がかからないものと考えていますので、理解をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 様々なことを今答弁なさいましたが、そういう構造物がどうのこうのというのは、私はどうでもいいんですよ。ただ、やはりこういう保険料を私たちが納めて、我が村のそういう要介護の、必要な人たちがそのサービスを受けているわけですね。そして、特養ホームからまたグループホーム、こういった施設にもその介護保険料が税として支払われているわけですから、そうした場合、そういうリフォームをしていただきたいと、そういう願う要介護の人たちが、できればそういう様々な、今課長が答弁したような複雑なシステムがあるかもしれません。それをどういうふうにしたらじゃあ我が村の建築業界の方々に提供できるのか、その辺を考えてうまくその辺に、村内のそういう業者さんに幾らかでもこのコロナ禍で仕事を失っている中、そういうの

を提供できる方法はないのかと、そこを探っていただきたい。何も難しいことじゃないと思う。何だかんだ答弁を返してくるけれども、あんまり複雑にされると私たちが今質問しようとしていることまでちょっと変化してきてしまって、自分でも何をしゃべっているか分からなくなってしまうので、やはり今基本的にしゃべったのは、地域の発展を願えば、我が村の様々な制度を使って、様々なその制度をどうやって住民に提供できるかということが、所得向上に結びついていくことになるわけですね。これははっきり言えていると思います。

そんな中で、この制度を使って村外の業者が来たりどうのこうのと、それをどういうふうにして我が村のそういう業界の方々に提供できるのか、そのところをどうやって変えていけばそういうふうに行けるのかということとを分別してもらいたいと私は思って質問しているわけです。その辺をうまくやはり課長は班長とかと相談しながら、もう少しこう、久慈がしゃべるのを、どうやればあの人がしゃべるような理にかなうことができるんだべなど、そういう感じで村長なり、または課長会議の中でも、この私は地域のことを考えて質問しているわけで、地域の人たちの発展があつて蓬田村も今後長く発展していけるものと思いますので、答弁は要りません。

以上をもって質問を終わります。

○議長（木村 修君） 以上で、3番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時51分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年11月15日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 柿 崎 裕 二

会議録署名議員 森 弘 美